

## 【島根県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
規模の小さい町村においても迅速に特別警報を伝達するため、気象庁から直接、携帯端末の緊急速報メールによる伝達を行っていただきたい。	特別警報を住民に伝達する上で、緊急速報メールは有力な手段と考えています。 現在、緊急地震速報及び津波警報については、直接携帯電話事業者より緊急速報メールで提供されているところ です。それに加え、気象庁では、気象や噴火の特別警報の提供についても携帯電話事業者等と調整しているところ です。
特別警報の発表に際し、住民の安全を確保するための具体的な避難行動等を促す内容を加えていただきたい。 →(「注意警戒文」に加えて欲しい)	命を守るために最善な行動については、各々の住民の置かれた環境や気象状況により様々であり、警戒事項を簡潔に記載する注意警戒文に記載するには馴染まないと考えます。一方で、各状況に応じた行動については、通常時からの啓発活動が重要であると考えられることから、特別警報の周知・広報活動とともに啓発を行っていく予定です。 なお、昨年度より、住民の避難等への留意に係る記述を気象情報に記載する取り組みを進めているところであり、これの活用について地元気象台とご相談ください。